

茨木市文化振興ビジョン（第2期） （骨子）

目 次

文化振興ビジョン（第1期）と文化振興ビジョン（第2期）の構成に関する変更点..... 1

第1章 文化振興ビジョンの策定に当たって..... 2

第2章 文化振興ビジョンの理念とその取組の方向性..... 3

 1. 文化振興ビジョンの理念..... 3

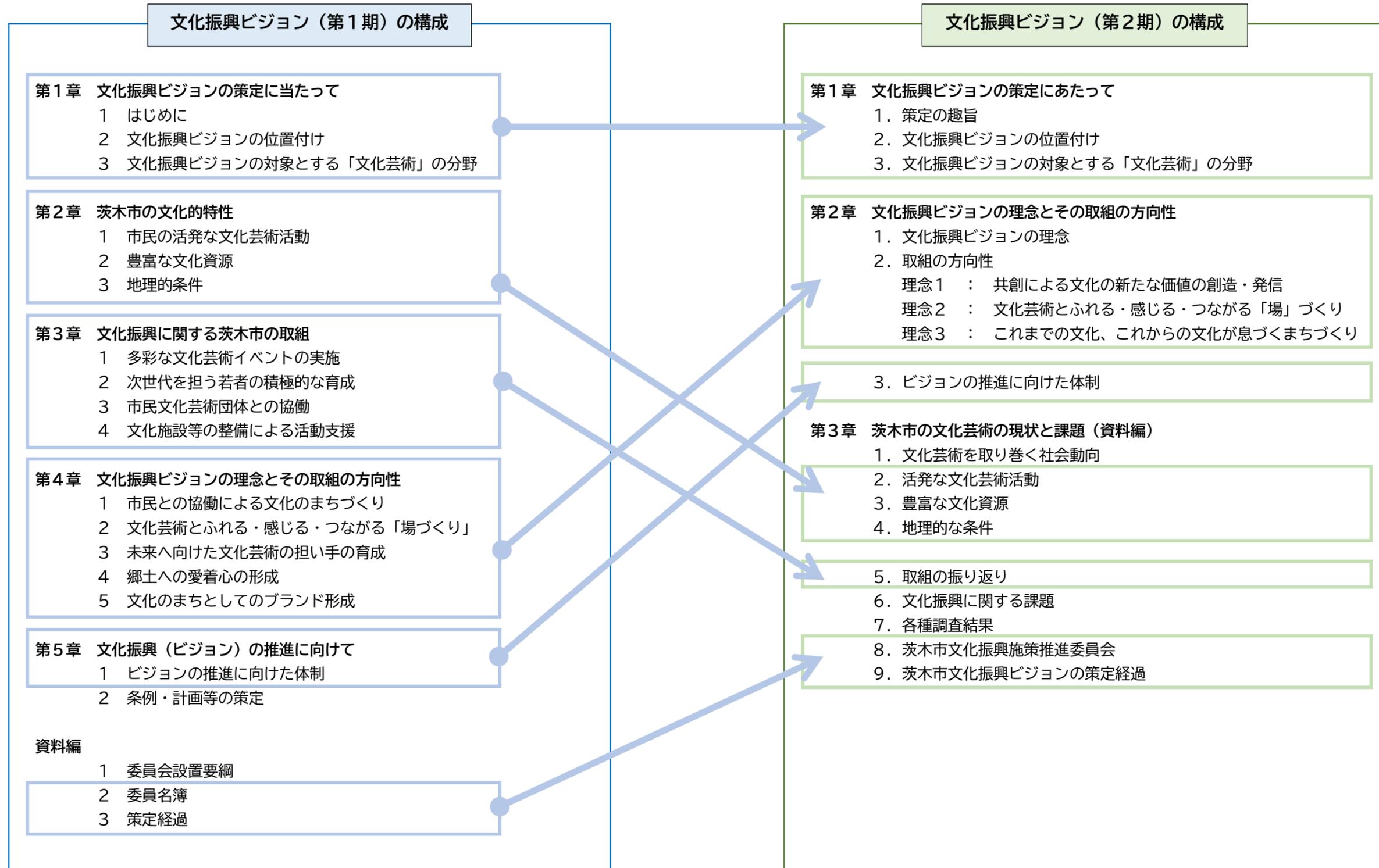
 2. 取組の方向性 4

第3章 茨木市の文化芸術の現状と課題（資料編） 7

令和5（2023）年7月27日
茨 木 市

文化振興ビジョン(第1期)と文化振興ビジョン(第2期)の構成に関する変更点

1. 文化振興ビジョン(第1期)は全5章+資料編の構成としていたが、文化振興ビジョン(第2期)では資料編を含め全3章構成とした。文化振興ビジョン(第1期)の第2章や第3章は、文化振興ビジョン(第2期)の第3章(資料編)へと移行し、文化振興ビジョン(第1期)の第4章及び第5章は、文化振興ビジョン(第2期)の第2章へと移行した。
2. 文化振興ビジョン(第1期)では、5つの理念について取組の方向性を整理したが、文化振興ビジョン(第2期)では3つの理念に整理し、取組の方向性を取りまとめた。



第1章 文化振興ビジョンの策定に当たって

1. 策定の趣旨

[1] 茨木市の現状

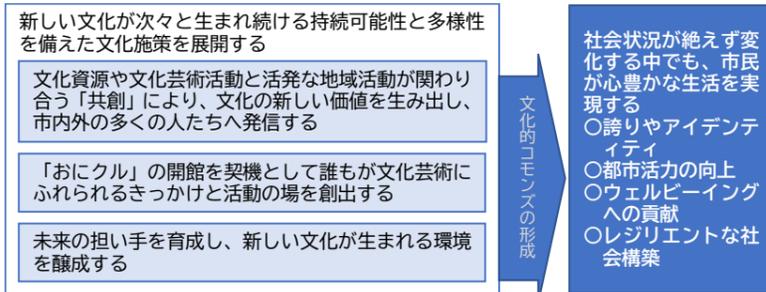
- 多くの歴史遺産や文化的伝統が培われ、市民による文化芸術活動が大変盛んなまちである。
- 令和5年11月に文化・子育て複合施設「おにクル」がオープンし、文化芸術が息づく「共創」のまちの中心地となることが期待されている。

[2] 文化芸術に対する市の考え方

- 文化芸術は、個人や様々なコミュニティの誇りやアイデンティティを形成するものであり、さらには都市の魅力や都市全体の活力を高めるものでもある。
- 近年では、文化芸術が人生の満足度等のウェルビーイングに大きな役割を果たし、レジリエントな社会の構築にも必要と考えられている。

[3] 茨木市の文化芸術振興の方向性

- 改定版文化振興ビジョンに基づき、文化資源や文化芸術活動と活発な地域活動が関わり合う「共創」により、文化の新しい価値を生み出す。
- 「おにクル」の開館を契機として、未来の担い手を育成し、新しい文化が生まれ続ける持続可能性と多様性を備えた文化施策を展開する。



2. 文化振興ビジョンの位置付け

[1] 文化振興施策の中長期的な指針

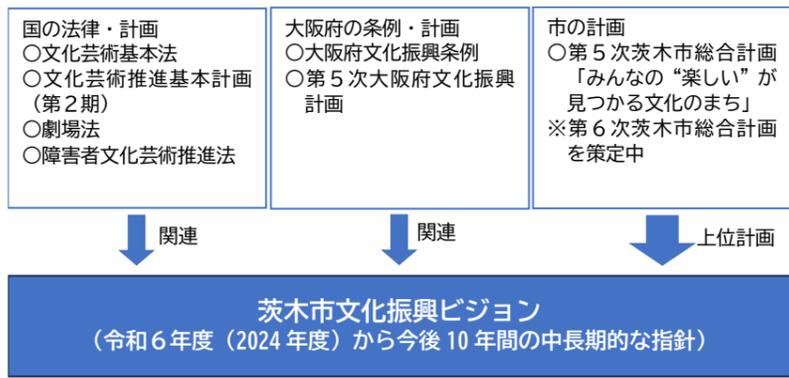
- 本ビジョンは、これまでの取組を整理し、令和6年度から10年間の茨木市の文化芸術振興の指針となるものである。

[2] 茨木市総合計画等との関係

- 将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針として、計画期間を10年間とする「茨木市総合計画」を策定している。
- 本ビジョンは茨木市総合計画を上位計画とする分野別のビジョンの1つと位置づけるもの。文化芸術振興に向けた具体的な取り組みは、本ビジョンを踏まえつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他関連する様々な分野の個別計画との整合性を図りながら進めていく。

[3] 改正・文化芸術基本法、大阪府文化振興基本条例等を踏まえた策定

- 平成29年に改定された文化芸術基本法では、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、他の関連分野における施策を取り込み、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが明記された。
- 同法の中では、地方自治体が国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めることを定めている。
- 平成30年に策定された文化芸術推進基本計画では、文化芸術が社会包摂の機能を有しているとされ、令和5年に策定された第2期文化芸術推進基本計画では、コロナ禍における文化芸術の本質的価値が改めて認識されたことが示された。
- 大阪府においても、平成17年より大阪府文化振興条例が施行され、令和3年度には「第5次大阪府文化振興計画」が策定されている。



3. 文化振興ビジョンの対象とする「文化芸術」の分野

- 文化芸術基本法第8条～第14条において振興対象とされている分野を対象とする。

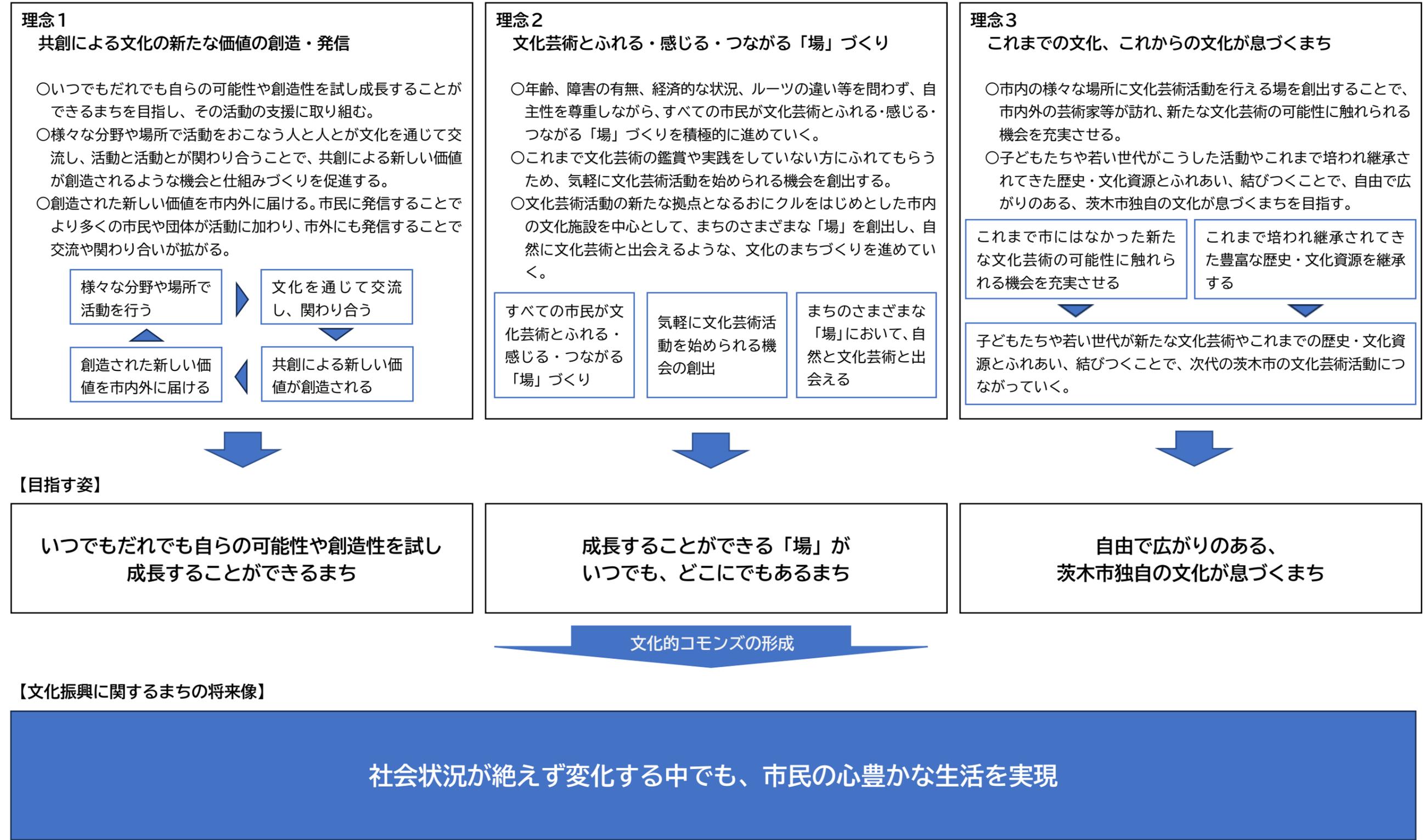
【茨木市文化振興ビジョンの対象とする「文化芸術」の分野】

分野	該当する文化芸術などの種類
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎 その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能
生活文化・国民娯楽・出版物等	生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化)、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽)、出版物及びレコード等
文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
地域における文化芸術の振興	地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

※下線部は、平成29年改正時に追加されたもの。

第2章 文化振興ビジョンの理念とその取組の方向性

1. 文化振興ビジョンの理念



2. 取組の方向性

理念1：共創による文化の新たな価値の創造・発信

【取組の方向性①】 市民の自発的な文化芸術活動に対する支援

取組名	取組内容
地域における文化芸術を通じた活動への支援	市内各地域で文化芸術活動の成果を発表する場・機会の提供やコミュニティにおける文化芸術活動の促進など、市民文化芸術団体、公民館、コミュニティセンターの文化活動を支援します。
文化芸術活動への支援	文化芸術事業実施に対する補助金の交付や、助言やサポートにより主体的な文化芸術活動を支援します。

【取組の方向性②】 文化芸術を通じた交流

取組名	取組内容
市民会議の拡充	本市の文化芸術の発展に向けて、自ら考え、仲間を増やすため積極的に活動する、市民や関係団体を中心とした「市民会議」の主体的な活動を促進します。
文化芸術団体の連携の推進	文化芸術活動をさらに効果的なものとしていくため、文化振興財団を中心とした市内外の文化芸術団体の連携と協働を促進します。
大学等との文化芸術を活用した交流の推進	文化芸術による活力ある地域づくりや地域人材の育成・交流、研究成果の地域への還元に向け、大学等との連携・交流を推進します。
姉妹都市等との文化的交流の推進	姉妹都市交流をはじめ、多様な文化・価値観を持った人との交流や相互理解の機会づくりを促進します。

【取組の方向性③】 連携による新たな価値の創造・発信

取組名	取組内容
文化芸術と他分野との連携強化	文化芸術振興を主な目的とする人や団体だけでなく、国際交流、観光、まちづくり、教育、福祉、産業、地域活性化など、文化芸術と親和性を持った広範な分野の人や団体との効果的な連携を強化します。
社会包摂につながる取組の促進	文化・芸術の享受や活動への参加を通じて、社会的に困難を抱える様々な人を含む全ての人が互いの違いを受入れ合い、社会問題の緩和や解決に向けた「社会包摂」の考え方につながる取組を促進します。
事業者の文化芸術活動への参加促進	文化芸術活動に参加・連携することで、それぞれが得意とすることで地域の活性化や社会課題の解決につなげることができる事業者の取組を促進・支援します。
文化施設・事業の持続可能な仕組みづくり	ネーミングライツやスポンサーの募集など、文化施設・事業の持続可能な運営に向けた効果的な仕組みの導入を推進します。

理念2：文化芸術とふれる・感じる・つながる「場」づくり

【取組の方向性①】 誰もが文化芸術とつながる環境づくり

取組名	取組内容
誰もが等しく文化芸術を鑑賞できる環境の整備	様々な分野の人や組織との連携により、年齢、障害の有無又は経済的な状況にかかわらず、誰もが等しく文化芸術の鑑賞・参加・創造ができる環境の整備と、気軽に文化芸術とつながるきっかけづくりを推進します。
文化芸術を通じた多文化共生の推進	展示会など自らがやりがいを持って活躍できる場の提供や関係する各種事業の連携等、文化芸術活動を通じて、異なるルーツを持つ外国人もお互いに理解・尊重し合うことが出来る環境づくりを推進します。

【取組の方向性②】 気軽に文化芸術活動に参加できる機会・きっかけづくり

取組名	取組内容
文化芸術活動に気軽に参加できる機会の充実	まちなかでの体験機会の創出など、文化芸術活動の体験・参加機会に恵まれなかった人が、気軽に体験・参加できる機会を創出します。
自然に文化芸術とふれるきっかけづくり	これまで文化芸術との関係が希薄だった市民が、自然に文化芸術とふれるきっかけとなるような機会や場所の充実と、情報提供の強化を図ります。

【取組の方向性③】 多様な文化芸術と出会えるまちづくり

取組名	取組内容
多様な文化芸術鑑賞機会の充実	市民の多様なニーズや関心に対応し、普段あまり目にする機会のない分野を含め、様々な文化芸術を鑑賞できるような取組を推進します。
市内外で活躍する芸術家との交流機会の充実	市内外問わず最前線で活躍する芸術家を招き、市民が多様な刺激を受け、新たな文化の創造・発展につながる鑑賞機会を創出します。

【取組の方向性④】 どこでも文化芸術にふれられる場づくり

取組名	取組内容
おにクルの効果的な活用の推進	おにクル、クリエイトセンター及びその他の文化芸術施設の利用について、市民ニーズに対応した環境・サービスの提供を推進します。
市内文化芸術施設の活用促進	市内の文化芸術施設の機能や設備、利用方法等に関して積極的に周知・広報し、市民の利用を促進します。
公共空間の活用推進	駅前や道路、公園などを、文化芸術にふれる、文化芸術を表現する「場」として、そこに集う人々の交流や活動がまちの景色となる魅力ある公共空間として活用を推進します。

【参考】文化芸術活動の「場」の整備

- 市内の公共施設はこれまで、吹奏楽や合唱などの音楽活動から、絵画、書道、写真、デザイン、彫刻、陶芸などの美術作品創作の活動まで、市民の活発な文化芸術活動を支えてきた。その中で、耐震性や老朽化の影響により平成27年には市民会館が閉館し、令和6年には福祉文化会館も閉館する。
- 市内では市民による文化芸術活動が大変盛んにおこなわれており、近年では IBALAB@広場をはじめとして様々な場所で活発に文化芸術活動が行われている。その中で令和5年には、新たな文化芸術活動の拠点となる、文化・子育て複合施設「おにクル」が開館した。「おにクル」の開館は、こうした活発な市民の活動をさらに促す起点となることが期待されている。
- 現在、文化芸術活動の場としては、大きく市中心部と中心部を囲む地域に分けられる。それぞれの拠点としての役割は、日常・非日常といった活動により使い分けられ、様々な人々が活動の場を行き来することを想定している。市内のホールの持つそれぞれの特性を活かした拠点として、より身近な、そしてより多様なニーズに応えるため、施設維持に引き続き、取り組んでいく。また、こうした流れを契機として、各施設で活発に行われている文化芸術活動の場が、公園や広場など、より一層まちの中の様々な場所に広がっていくように、まち中での文化芸術活動のための「場」の整備に取り組んでいく。

理念3：これまでの文化、これからの文化が息づくまち

【取組の方向性①】 子どもたちが文化芸術にふれる機会の充実

取組名	取組内容
こどもの文化芸術活動にふれる機会の創出	こどもを対象とした文化芸術事業やWSの開催、公募イベントにおけるこども枠の創設など、こどもが文化芸術にふれる機会を創出します。
学校における文化芸術教育の充実	これからの社会を生きる全てのこどもに求められる資質・能力の育成における芸術教育の意義を踏まえ、学校教育における文化芸術を活用した教育の充実を図ります。

【取組の方向性②】 文化芸術の担い手の育成

取組名	取組内容
若手芸術家の発表機会の充実	アートプロジェクトなど、本市の公共空間や文化施設における若手芸術家の作品制作・発表の機会を継続的に創出します。
若手芸術家の文化芸術活動の支援	公募型のイベントやオンラインを活用した事業の実施、市内でのアートイベントの企画・運営を行います。

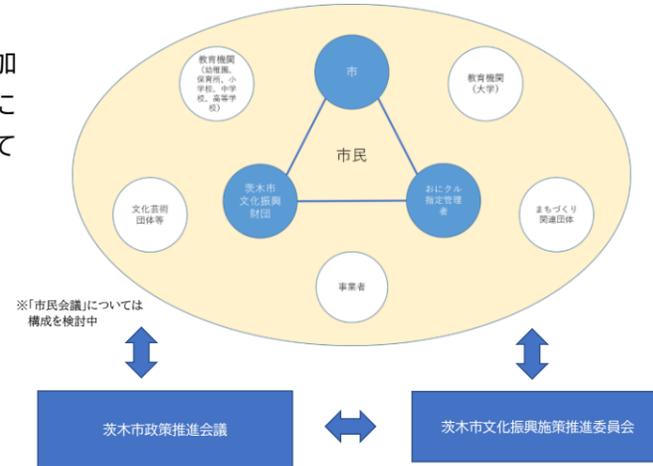
【取組の方向性③】 まちの文化資源の保存・継承

取組名	取組内容
本市ゆかりの著名人の周知	本市にゆかりのあるアーティストや文化人をより広く市民に周知し、市民及び市外に対する積極的な情報発信を推進します。
歴史・伝統文化資源の次代への継承	文化財の普及啓発及び郷土資料の収集・保存・提供に努めるとともに、市内外への積極的な情報発信を推進し、次代に継承していきます。

3. ビジョンの推進に向けた体制

【1】協働・連携・共創体制

○市民が主役となり、文化芸術活動を実施・参加するとともに、市、茨木市文化振興財団、おにクル指定管理者が相互に協働・連携・共創して取り組む。



【各主体に期待される役割・動き】

主体	役割・動き
市民	文化芸術活動の主役として、一人ひとりが文化芸術にふれ、楽しみ、参加し、実践していくことが期待されます。また、市との協働により、文化芸術を活かした地域コミュニティづくりの担い手としての役割が期待されます。
文化芸術団体等	文化芸術活動に取り組み、その活動内容を市内外に発信することで、市民の文化芸術への関心を高めるとともに、市外に本市の文化を発信していくことが期待されます。また、おにクルなど公共施設を積極的に活用し、文化芸術を通じた地域コミュニティづくりの担い手としての役割が期待されます。
事業者	地域社会において、自主的な文化活動の展開や、市民や文化芸術団体等の文化活動を支援する役割が一層期待されます。
教育機関 <small>(保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校)</small>	こどもが文化芸術にふれ、楽しむきっかけづくりを提供し、文化芸術の創造を支援することが期待されます。
教育機関 <small>(大学・研究機関)</small>	市民が文化芸術について学ぶことのできる講座を提供するとともに、学生が地域の文化芸術活動に積極的に参加するよう促していくことなどが期待されます。
まちづくり関連団体	市や様々な事業者等と連携しながら、観光やまちづくり等に関連する事業を通して市内外に文化を発信します。また、市内の文化資源や文化芸術イベントなどを活用して文化を推進することが期待されます。
市	市民や文化芸術団体等の文化芸術活動の支援を、茨木市文化振興財団やおにクル指定管理者と連携し進めると共に、文化芸術活動の場となる公立文化施設の適切な運営を行ないます。また、文化振興施策の企画・立案や、文化関係施設の指定管理者制度導入についても検討を進めます。
茨木市文化振興財団	さまざまな自主事業を企画、開催するとともに、舞台芸術公演事業や、新たにアートの展示などの分野にも取り組むほか、おにクル指定管理者と連携し、新たな事業を共創するなど、より多くの市民に鑑賞の機会を提供します。また、専門的知見やネットワークを活用し、市内の芸術団体やアーティストの活動に対するアドバイスや相談、情報発信、他分野の団体も含む有機的な連携を主導する役割など、本市におけるアーツカウンシル機能の形成に取り組みます。
おにクル指定管理者	民間のノウハウを活かした新施設での活発な事業の開催により、市内外からの誘客を担う役割が期待されます。人と人、人と文化をつなぎ、市民の文化を『あみだす』、ホールだけでなく、施設、広場、まちに『はみだす』、この2つをコンセプトに年齢、障害の有無、経済的な状況に関わらず、誰もが鑑賞し参加できる事業を展開します。また、茨木市文化振興財団と連携し、新たな事業を共創します。

【2】庁内体制

○文化振興部門と教育、福祉、都市政策、産業などの部門が協力連携し、全市的な文化振興施策を展開。
○茨木市政策推進会議設置規則の「茨木市政策推進会議」における協議・検討を通じて、部局横断的な情報共有・事業連携を進める。
○職員研修等により、文化振興ビジョンの周知・啓発に努め、文化芸術活動への参加を促進する。

【3】多様な資金調達について

○人口減少による財源難の中で、市の財源だけでなく、民間も含めた多様な資金調達に取り組む。
○ふるさと納税や企業版ふるさと納税の活用、ガバメントクラウドファンディング等の活用。
○国・大阪府等の競争的資金の獲得、企業との連携・共創によるネーミングライツの取組等を実施。

【4】評価体制

○市の様々な施策が本ビジョンの基本理念と合致しているかを、総合計画における施策評価により検証。
○必要に応じて見直しを実施。

第3章 茨木市の文化芸術の現状と課題(資料編)

1. 文化芸術を取り巻く社会動向

[1] 国の状況

○国においては、平成29年(2017年)6月に文化芸術振興基本法を改正した文化芸術基本法が公布・施行され、これを受けて平成30年(2018年)3月には文化芸術推進基本計画、令和5年(2023年)3月に第2期基本計画が策定された。文化芸術が持つ本質的な価値のみならず、社会的・経済的価値についても着目し、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他幅広い分野へ有機的な連携の必要性について示された。

[2] その他地方公共団体の動向

○大阪府では「第5次大阪府文化振興計画」を令和3年に策定し、大阪アーツカウンシルと連携しながら各種事業に取り組むとともに、2025年の大阪・関西万博に向けて、大阪文化芸術創出プログラムやオオサカアートフェスティバルなどを実施している。

[3] 文化的コモンズの広がり

○財団法人地域創造の調査研究では、地域の共同体の誰もが自由に参加できる入会地のような文化的営みの総体を「文化的コモンズ」と提言している。

○文化的コモンズは、地域の活力の創出に極めて重要な役割を果たすものとして、さらに、地域のアイデンティティの確保など、地域における自治の基盤を行政と住民がともに形成するものとして、理解や共感が広がっている。近年、社会の複雑化に伴い、文化活動そのものだけでなく、教育と文化、福祉と文化、観光と文化、産業と文化など文化との広範な連携により、文化的コモンズが形成され、それが地方の活力を生み出している。

[4] アーツカウンシルの広がり

○アーツカウンシルとは、文化行政を推進するために、行政と一定の距離を置き、文化芸術の専門家による評価、審査等を行う専門機関と言われている。

2. 市民の活発な文化芸術活動

[1] 多彩な文化芸術活動

○市内では多くの市民が多彩な文化芸術を楽しんでいる。

○市内各地では、公民館等の公共施設で文化芸術に親しむ講座が定期的に行われ、その成果発表の場として、公民館での「文化展」やコミュニティセンターでの「コミセン祭り」が活発に行われている。

○吹奏楽団によるコンサートや合唱団による演奏会なども開催されている。



市立ギャラリーにおける展覧会

[2] 市民と市の協働による事業の実施

○市が主催する演奏会や展覧会等の事業において、市民文化芸術団体や個人に発表する場の提供を行い、市民による文化芸術活動を支援している。

○団体が自主企画している場合も多く、市は共催・後援によって、事業の実施を支援しているほか、実行委員会形式で、市と団体が協働して開催している事業もある。

3. 豊富な文化資源

[1] 歴史資源

○隠れキリシタンの里では、「聖フランシスコ・ザビエル像」など貴重なキリシタン遺物が発見されている。

○東奈良遺跡からは石製銅鐸鑄型が発見されている。川沿いには200基をこえる古墳が築かれ、太田茶臼山古墳(継体天皇陵)は、三島地域で最大の前方後円墳として知られる。

[2] 茨木童子をはじめとした伝統文化資源

○市の北部には、浄瑠璃音頭などの民俗芸能や大岩太鼓などの伝統文化資源が残されている。

○狂言、歌舞伎等のモチーフとなっている茨木童子は、「茨木フェスティバル」のイメージキャラクターになっている。

○文化・子育て複合施設「おにくる」の名称は、「いばらき童子」の像を見た6歳の子が思いついたことに由来する。

[3] 川端康成とのゆかり

○日本人として初めてのノーベル文学賞を受賞した川端康成は、18歳まで市の北部で暮らし、作品の中で茨木市に触れている。

○市内各地にはゆかりの場所が点在しており、川端康成文学館への道を「川端通り」と呼称している。

[4] 大学等知的資源

○追手門学院大学等13の大学と包括的な「連携協定」を締結し、協力して地域社会の発展や人材育成に取り組んでいる。

○立命館大学大阪いばらきキャンパスでは、市と大学が連携し、市民が利用可能な図書館やホール等の施設を整備し、令和元年には追手門学院大学茨木総持寺キャンパスが開設された。

4. 地理的条件

○本市は淀川の北、大阪府の北部に位置し、市域の北半分は山地の豊かな緑に包まれ、南半分は大阪平野で市街地を形成している。また、市の中心を南北に走る元茨木川緑地は、広く市民に利用されている。

○西国街道や亀岡街道、現在においても名神高速道路、近畿自動車道、大阪中央環状線、国道171号など多くの国土幹線や広域幹線道路が走り、鉄道はJR東海道本線と阪急京都線が併走し、モノレールもある。

○交通の要衝にあり、北大阪地域の中核都市として発展し、大阪市内まで電車で約15分、京都市内まで約30分と交通の利便性は高く、便利なまちであり、多くの市民が市内外で文化芸術を楽しんでいる。

5. 茨木市の文化振興の取組の振り返り

[1] 市民との協働による文化のまちづくり

- 市民の自発的な文化芸術活動を支援するため、各種文化事業の開催を通じて発表の場を提供し、活動するための「場」を設けて参加の機会を創出。
- 公民館等での講座開設や公民館区事業への補助で、地域コミュニティの文化芸術活動を促進。
- 文化芸術団体等への補助金で文化芸術活動を支援。
- 市と文化芸術団体や大学との連携事業の促進。

【課題や今後の展開】

- コロナ禍で文化芸術の担い手不足や集客減、交流の機会が減少しており、さらなる活動の活性化を促すような取組が必要。
- 次代の文化芸術の担い手となる人材の発掘・育成の取組促進。
- 文化振興財団やおにクルの指定管理者等と連携した展開を実施。
- 公園等、市内の様々な場を活用した文化事業の開催。

【市民との協働に関する取組事業の実績】

- ・美術展、現代美術展、映像芸術祭、提案公募型公益活動支援補助金
- ・HUB-IBARAKI ART PROJECT、茨木市文化芸術推進市民会議
- ・市民会館跡地エリア整備事業
- ・大学との連携によるまちづくりの推進 など

[2] 文化芸術とふれる・感じる・つながる「場」づくり

- 市内の公共施設では様々な展示や事業、イベントを実施。
- 親子で楽しめるワークショップや障害の有無に関わらず文化芸術につながる取組などを実施。
- 立命館いばらきフューチャープラザグラウンドホールの利用補助を実施。
- 市民や文化芸術団体からヒアリングした結果を踏まえ、1,200席の大ホールを有したおにクルを整備。

【課題や今後の展開】

- 障害者や外国人にも配慮し、誰もが等しく文化芸術にふれる環境の整備とともに、多文化共生の推進を目指す。
- 市民に向けて積極的な周知・広報の方法を検討。

【文化芸術のための「場」づくりの実績】

- ・市立ギャラリーでの様々な展示
- ・市内各所で様々な文化イベントを実施
- ・親子で楽しめる子育て世代向けのWSや障害者の有無に関わらず文化芸術につながる取組などを実施

[3] 未来へ向けた文化芸術の担い手の育成

- 小学生を対象とした芸術文化講座の開催や、対象を未就学児と保護者にも拡大するほか、放課後子ども教室と連携した事業を実施するなど、若い世代が芸術文化にふれる場を創出。
- 映像芸術を題材としたワークショップや、「対話型鑑賞」を学校の授業に応用した「対話型鑑賞プログラム」を実施するなど、新たな取組を実施。
- 新規アートプロジェクトを開始し、若手芸術家の発表の機会を創出。
- 事業の開催方式も多岐にわたり、市内での活動を軸にしたもの、街中で様々なアーティストの作品を展示するもの、オンラインを活用した全国からの作品の公募など、様々な形で発表。

【こどもを対象とした取組事業の実績】

- ・小学生対象の芸術文化講座について、対象を未就学児と保護者に拡大
- ・放課後子ども教室と連携した事業を実施
- ・映像芸術を題材としたワークショップを実施
- ・「対話型鑑賞」を学校の授業に応用した「対話型鑑賞プログラム」を実施
- ・新規アートプロジェクトの実施（市内での活動を軸にしたもの、街中で様々なアーティストの作品を展示するもの、オンラインを活用した全国からの作品の公募など）

[4] 郷土への愛着心の形成

- 文化財資料館、キリシタン遺物史料館での展示事業を通じた文化財の普及啓発事業の実施。
- 川端康成文学館では、様々なテーマをとりあげて魅力的な展示を実施し、市内外に周知。
- 小学生・中学生を対象とした夏休み企画を広く周知、川端の生い立ちや業績などに楽しく触れる機会を提供。
- 郷土資料の収集・保存・提供を行いつつ、広く情報発信。

【「郷土への愛着心の形成」に関する取組事業の実績】

- ・川端康成文学館企画展事業、川端康成文学館夏休み企画事業
- ・#エール茨木に関する情報発信
- ・郷土資料の収集・保存・提供
- ・文化財保護及び普及啓発事業 など

[5] 文化のまちとしてのブランド形成

- 本市がもつ文化資源を活かし、市内外に広く周知するため、映画「葬式の名人」や文学賞を創設し、各種媒体を通じて「川端康成が学んだ教育のまち茨木」の持続的なプロモーションを実施。
- ふるさと寄附金事業をとおして、本市のブランドを市外に発信。
- 茨木童子をテーマにした体験イベントの実施など、ブランド形成・発信で設定されたテーマと連動した事業を実施。
- 茨木音楽祭、麦音や IBALAB@広場を活用したイベントなどを実施。市内外の多くの人々の交流が生まれ、まちの賑わいの醸成につながっている。

【文化資源の発信事業の実績】

- ・映画「葬式の名人」や文学賞を実施し、各種媒体を通じて「川端康成が学んだ教育のまち茨木」のプロモーションを実施
- ・茨木音楽祭、麦音や IBALAB@広場を活用したイベントなど、音楽等の文化芸術を活用したイベントを開催
- ・ふるさと寄附金事業をとおして、本市のブランドを市外に発信

6. 文化振興に関する課題

- これまで本市では、市民が文化芸術活動を発表する場や活動する場を、文化施設・公共施設だけでなく、民間施設や大学施設も含めて多数提供してきました。また、令和5年秋には文化・子育て複合施設「おにクル」も整備されました。
- 国では平成29年に「文化芸術基本法」を改正し、「文化と経済の好循環」を目指した環境整備が進められてきました（改正・文化財保護法、文化観光推進法、障害者文化芸術推進法等）。改めて誰もが文化芸術に鑑賞・参加・体験・活動できる機会の充実が求められています。また、少子高齢化や地域コミュニティを取り巻く環境の変化に加え、2020年頃から新型コロナウイルス感染症の流行により、文化芸術に取り組む市民・団体の交流機会は減少し、公演等の集客も減少しました。これまで継承してきた文化芸術の担い手不足が危惧されています。
- 以上を踏まえ、本市の文化芸術の現状を再整理し、課題を抽出しました。これからの本市の文化芸術振興を考えるにあたっては、文化芸術活動に取り組む市民や団体が交流すること、また、まちづくりや観光、教育、福祉など、多様な分野と連携し、「新たな価値」を共創していくことが大切です。こうした「新たな価値」を生むためには、市民や文化芸術団体が多様な文化芸術活動に取り組んでいることが必要です。「おにクル」の開館を契機として、市内の文化施設の役割や文化芸術を推進していく各主体のあり方を整理しながら、どこでも誰でも文化芸術を鑑賞・参加・体験・活動できる場をさらに拡充していくことが必要と考えられます。
- これまで本市で培われてきた文化や、これからの新しい芸術が他分野と連携することで「新たな価値」が生まれ、市内外に波及していくことで、さらに「新たな価値」を創出したい市民や文化芸術団体等が増え、これからの文化芸術の担い手が育成されていくものと考えます。

茨木市の文化芸術の現状整理に基づく課題の抽出

これまでの取組の方向性	これまでの取組の現状	社会動向や基礎調査結果	第2期ビジョンの理念と課題整理
【理念1】 市民との協働による文化のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○市民の文化振興への参加の機会を創出 ○各地域で活発に文化芸術活動が開催 ○様々な角度から事業の展開を試みる活動 ●文化芸術の担い手不足や集客減が生じており、交流の機会も減少 	<ul style="list-style-type: none"> ○市民の文化芸術の鑑賞・活動はテレビやインターネットを利用する等、多様化 ○情報収集手段の多様化 	<ul style="list-style-type: none"> 【理念1】共創による文化の新たな価値の創造・発信 ○団体間の連携・交流や他分野との連携を通じた新たな魅力の創出 ○次代の文化芸術の担い手となる人材の発掘・育成 ○各文化芸術団体間の連携や交流 ○産業の活性化やまちのにぎわいにつながるように、茨木市の特性を活かして魅力を発信 ○多様な施策の連動による魅力的な事業の企画実施
【理念2】 文化芸術とふれる・感じる・つながる「場」づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○市内の公共施設では様々な展示や事業が開催 ○市内各所で様々な文化イベントを実施 ○立命館いばらきフューチャープラザグランドホールが開館 ○1,200席の大ホールを有したおにクルが開館 ●福祉文化会館が閉館 	<ul style="list-style-type: none"> ○「劇場法」において、劇場・音楽堂等は多様な役割を期待 ○市民は市内の多様な公共文化施設を利用 	<ul style="list-style-type: none"> 【理念2】文化芸術とふれる・感じる・つながる「場」づくり ○誰もが文化芸術にふれることができる場の整備 ○公共文化施設の活用についての見直し ○誰もが等しく文化芸術にふれることが出来る機会の充実
【理念3】 未来へ向けた文化芸術の担い手の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○若い世代が芸術文化にふれる場の整備 ○新しい分野を扱った事業を開始・学校教育との連携 ○新規アートプロジェクトの開始・様々な形で広くアーティストが本市で作品を発表 	<ul style="list-style-type: none"> ○こどもの文化部活動について学校から地域への移行が加速 ○（こども・子育て関係） 	<ul style="list-style-type: none"> 【理念3】これまでの文化、これからの文化が息づくまち ○次代の文化芸術の担い手の発掘・育成や文化芸術の継承 ○若い世代が今後の茨木市の文化芸術を担い導いていくことにつながるような、より一層の取組 ○次世代にゆかりの深いまちであることを継承していく取組 ○姉妹都市等との文化的な交流の機会を通じて、改めて茨木市を見直すといった機会づくり
【理念4】 郷土への愛着心の形成	<ul style="list-style-type: none"> ○文化財の普及啓発事業や地域の文献史料の収集・整理・保存・活用 ○埋蔵文化財発掘調査に事業者等の協力も得て取り組む ○市内外に広く川端康成と本市のゆかりを周知 	<ul style="list-style-type: none"> ○文化財保護法の改正や博物館法の改正が進む ○川端康成と本市のゆかりに関する市民の認知度は高い 	
【理念5】 文化のまちとしてのブランド形成	<ul style="list-style-type: none"> ○本市がもつ文化資源を活かし、市内外に広く周知 ○本市のブランドを市外に発信 ○文化芸術を活用したイベントで市内外の多くの人々の交流が生まれ、まちの賑わいを醸成 	<ul style="list-style-type: none"> ○国は「文化と経済の好循環」（社会的・経済的価値への波及）を推進（文化観光推進法等） ○まちづくりや観光、教育との連携を期待する市民が多い 	

